

令和3年佐賀県警察運営指針及び活動重点

佐賀県公安委員会と佐賀県警察では「令和3年佐賀県警察運営指針及び活動重点」を定めました。これに基づき、県民の皆様の安全で安心な暮らしを守るための様々な警察活動を行ってまいります。

運営指針

県民の期待と信頼に応える力強い警察

～安全安心を実感できる佐賀県を目指して～

活動重点

● 交通マナーアップと交通事故抑止対策の推進

「やめよう！佐賀のよかろうもん運転」を旗印に、広報啓発や指導取締りを強化するとともに、交通環境の整備、運転者教育など運転者施策による安全運転の確保等に努め、交通マナーアップと交通事故の抑止に向けた対策を進めます。

● 子供・女性・高齢者を守るための犯罪抑止対策の推進

ストーカー・DV、児童虐待、二セ電話詐欺を始めとする子供・女性・高齢者が被害者となる犯罪の未然防止、拡大防止のための対策を進めます。

● 重要犯罪等の徹底検挙と組織犯罪対策の推進

殺人・強盗等の凶悪事件や身近に発生する窃盗・二セ電話詐欺等の犯罪を徹底検挙するとともに、社会を脅かす暴力団等の犯罪組織や覚醒剤・大麻等の薬物事犯に対する取締りを強化します。

● テロ・災害等緊急事態対策の推進

テロの未然防止及び災害等への備えのため、関係機関等と連携した官民一体の対策を講じるとともに、実戦的な訓練を反復継続し、対処能力の向上に努めるなど、緊急事態対策を進めます。

● サイバー空間の安全を確保するための対策の推進

サイバー犯罪やサイバー攻撃の取締り、被害防止対策を進めるとともに、サイバー捜査員の育成などによる対処能力の向上を図り、サイバー空間の安全を確保するための対策を進めます。

